

経済産業省

20220214地第1号

「地域未来牽引企業」選定実施要領（20200225地第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月1日

経済産業大臣 萩生田 光一

「地域未来牽引企業」選定実施要領の一部改正

「地域未来牽引企業」選定実施要領（20200225地第3号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1. ～ 5. (略)	1. ～ 5. (略)
<u>6. 地位の承継</u> <u>以下のいずれかの事由により、被選定者の事業活動を他の者が実施することとなったときは、当該他の者は、被選定者における地域未来牽引企業の地位を承継できる。この場合において、地域未来牽引企業の地位を承継した者は、2. に定める経済産業大臣による選定を受けたものとみなして、こ</u>	[新設]

<p><u>の要領の規定（9. の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>（1）被選定者が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる場合又は分割により設立する他の会社に承継させる場合であって、当該被選定者の主たる事業を当該他の会社が実施するとき。</u></p> <p><u>（2）他の会社との合併により被選定者が消滅し、当該被選定者の権利義務の全部を合併後存続する他の会社に承継させる場合又は合併により設立する他の会社に承継させる場合であって、当該被選定者の主たる事業を当該他の会社が実施するとき。</u></p> <p><u>7. ～ 9. （略）</u></p>	<p><u>6. ～ 8. （略）</u></p>
<p>備考 表中の[]は注記である。</p>	

別紙中、「東京証券取引所一部」を「東京証券取引所プライム市場」に改める。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。ただし、別紙の改正規定は、同年4月4日から施行する。